［**別表第四十六～別表第六十九**　略］

別表第七十　証明規則第２条第１項第47号、第47号の３及び第47号の４に掲げる無線設備の試験方法

［一　略］

二　周波数の偏差及び占有周波数帯幅

［1　略］

2　測定器の条件等

スペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	試験周波数
掃引周波数幅	占有周波数帯幅の許容値の２倍から3.5倍程度まで
分解能帯域幅	１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド

［3　略］

4　測定操作手順

［(1)～(4)　略］

(5)　複数の空中線を有する場合は、空中線端子ごとに測定を行う。

エ　試験機器を運用中チャネル監視状態とし、試験周波数に固定して送信する場合は、あらかじめ試験用治具を用いて試験機器を試験可能な状態に設定する。この場合において試験機器の状態は、実際の無線設備の運用状態とレーダーパルスの検出確率が同じでなければならない。

オ　2(2)アの固定パルス１及び固定パルス２については、いずれか一方の試験を省略することができる。ただし、試験機器のレーダー波検出サンプリング間隔が0.5μsを超える場合は、固定パルス１の試験を行わなければならない。

カ　2(2)イの可変パルス５及び可変パルス６については、いずれか一方の試験を省略することができる。

キ　4(2)キ(ウ)の検出回数の合計及び試験回数の合計は、固定パルス１又は固定パルス２、固定パルス３、可変パルス４及び可変パルス５又は可変パルス６の試験回数の合計とする。

(7)　2(5)アにおいて、時間軸波形を直接表示する機能を有するスペクトル分析器を用いる場合は、解析帯域幅を１MHz以上として測定することができる。

［**別表第四十六～別表第六十九**　同左］

別表第七十　証明規則第２条第１項第47号に掲げる無線設備の試験方法

［一　同左］

二　周波数の偏差及び占有周波数帯幅

［1　同左］

2　測定器の条件等

スペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	試験周波数
掃引周波数幅	占有周波数帯幅の許容値の２倍から3.5倍程度まで
分解能帯域幅	１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド

［3　同左］

4　測定操作手順

［(1)～(4)　同左］

［新設］